時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價

時事新報

第三千百四十四號
明治廿四年九月二十六日土曜日
舊曆辛卯八月二十四日(乙卯)
日出午前五時三十二分　日入午後五時三十二分
月出午後十一時四十五分　月入午後二時
滿潮午前十時五十八分　午後十一時三十三分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊

○時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄(二日以上)	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社になへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

軍事經濟

國用を費すみと多きは軍事より大なるはなし所費大なるも之に由て得る所のもの大なるときは敢て惜しむ可きに非ずと雖も軍事の費用は商賣の資金の如く之を投じて其收利を待つ可きものに非ず一たび費したるものは再び返らずして所謂不生產の消費なれば此點より見るときは其費用は甚だ無益なるが如しと雖も今日の世界に於ては國に軍備の設あるは止むを得ざるの必要にして之を廢す可らざるは無論、寧ろ益々擴張するの急を見るが故に其費用の多きも厭ふ可きに非ず要は唯その當局者が軍事の費用は不生產的のものたるを忘れずして之を消費するに務めて經濟節儉の道を講するに在るのみ即ち軍事經濟の忽にす可らざる所なり軍事の經濟は既に必要なりとして扨實際に如何なる點より着目す可きやと云ふに今の軍事中にて最も費用を要するものは第一兵士の養成と軍艦兵器となれども兵士の數と其教育訓練の期限とは今日の實際に於て容易に變更す可らず又軍艦兵器の如きも今の發明工風の世界に在りては其新奇利鈍は即ち兵力の强弱如何を示すものなれば是等の費用に於て節儉を謀るは到底望む可らざる所なり左れば今の軍事經濟の節儉を云へば重に陸海軍の經理上にして局外者の見を以てすれば其經理上に於て[illegible]し得べきもの甚だ少なからざるが如し今その二三の例を[illegible]げんに第一陸軍に砲兵工廠あれば海軍にも兵器製造所あり陸海兵器の同じからざるは無論にして强ひて[illegible]可きに非ずと雖も既に兵器の製造とあれば其[illegible]たるものにして例へば陸海に要する[illegible]ならずと雖も其材料は同じく鐵に[illegible]して[illegible]事する職工とても互に使用す可き便利も[illegible]可し[illegible]工場の如きは二個所にても三個所にても差支なきのみならず或は火災その他の變事を慮れば寧ろ其場所を各別にするの利に如かざる可しと雖も唯その監督經濟の法を同一にするときは原料の買入、職工の挑川又は役員の減少等、實際の利益は決して淺少のものに非ず或は西洋諸國の例に據り陸海の兵器製造は是非とも別にせざる可らずとの說もある可しと雖も我陸海軍の如き小仕掛のものに於ては之を別にするの必要なく却て其監督經濟を同ふするを以て便利と爲す可きあり又火藥製造所の如きも其種類性質は固より異にして殊に破裂等の危險もあるものなれば其場所を別にす可きは勿論なれども其監督經濟の方法に至りては前と同樣の理由にして却て之を同一にするの便利を見るものあり次に云ふ可きは陸海軍の醫官會計官養成の事にして陸軍に陸軍醫學校あれば海軍には海軍醫學校あり又陸軍に陸軍經理學校あれば海軍には海軍主計學校あり士官の如きは陸海もとより其職業を異にするが故に之を養成するに各別の學校を要するは勿論なりと雖も醫官會計官を養ふに果して其教育法を別にするの必要ある可きや否や陸海の相違の爲めに病氣負傷の治療法を異にし又簿記算數の法を異にするの理由ある可らざるは明白にして只實際に必要なるは陸海の醫官會計官が各その軍の規律慣行に馴るゝに在るのみ現に今日の實際に於ても陸海の軍醫中通常の醫師より出でたるもの多く又その會計官も文官又は其他より入りたるものあれども毫も事實に差支なきが如し故に我輩の所見を以てすれば陸海共に醫官會計官を養成する學校を置くの必要なく唯之を一般に募集し數個月の練習を經、採用するを以て足れりとするものあり如何となれば今日我國教育の程度に於ては醫官なり會計官なり苟も需用あれば其供給に十分なるの實あればなり然れども年來既成の學校を今更廢止するも事情に於て不可なりとの說もあらば責めては前述の理由よりして陸海分立のものを合併し監督經濟ともに同一ならしめんみとを希望する者なり右は全く經理上の節儉なれども其他にも尚ほ節す可きもの少なからざる可し例へば兵卒の被服の如きも海軍の水兵などは常に航海して時々外國の港灣に碇泊又は上陸し或は他國の軍艦とも相接することあれば其服裝も幾分の外觀を貴ぶの要あるみとなれども陸軍の兵卒に至りては觀兵式等僅々の場合を除ては別に是等の必要もなきが故に平時の服の如きは專ら實用を主として外觀の體裁に頓着せざるもゆと決心するときは費用の點に於て大に節儉の實を見る可し又兵卒用の軍靴の如きは戰時に不適なるは獨り我國のみならず西洋諸國に於ても亦然る所にして種々研究中なりと云ふ或は從來の草鞋を用ひては如何との說もあるよしなれども日本の草鞋は破れ易くして雨天の日などは五足乃至は十餘足を要し携帯に[illegible]ならざるは無論、費用の點より見るも決して經濟のものに非ずと云へば是等も亦經濟上實用上より研究を[illegible]する[illegible]なる可し[illegible]擴張せざる可らずと雖も軍備の擴張は即ち費用の擴張なれば當局者は益々軍事經濟の忽にす可らざるみとを心に銘して其處置を謹しむ可きものなり

雜報

○製銃法一變せんとす　凡そ兵器の進歩ほど速かなるものの無き中にも分けて小銃の如きは其發明進歩殆んど時々刻々とも申すべき程にして昨日の利器は必らずしも今日の利器ならず現に我國にても僅々數年間にスナイドル銃仆れ村田銃起り今又連發銃頭を上げ早や二萬挺を製造せし程なれば況して歐洲各國が此間に幾回の變化ありしは素より論なく二萬の連發銃を製造する間に獨逸は二度佛國は一度の改良ありて未だ完成(我國の小銃は十萬挺を要す)に至らざるに既に古式となれり依つて此勢ひにて行けば到底最新の銃を兵卒に與ふるみと出來ざるに付き今度は年々消費する所の製銃費を五六年間積立て置き一方には委員にて絕えず新式の銃形を研究調査せしめ軈て百萬圓以上ともなるや新式のものを一時に製造すべしとの說此頃陸軍部內に行はれ別に異論者もなき由なれば多分實行せらるべしと云へるが右は此頃佛國にて四十萬挺の小銃を製造するに方り銃身銃裝等を別々に各所の製造所に注文し置き一時に組立てたるに一箇年間に出來たる例もあり又小石川砲兵工廠にても充分に人手を掛くれば一日に三百挺は製造出來る定めゆゑ十萬挺あれば一箇年間に製造を了るべしと云へば製銃法の一變するも敢て六ヶ敷からずと云へり

○小學校令の改正　從來政府が法律を設くるに動もすれば事實止を得ざる場合にも切迫せず却て法律を設けて事物を其下に當嵌んとするものあり昨年文部省が地方制度の實施に促されて小學校令の改正を行ひ從て之が附屬令を發布するに就ても實際之と同一の事情あるを免れず今其一例を擧れば横濱の町端に引續たる一村落あり此村は端れの町々と共に組合ふて一小學校を建設し久く經濟を同ふしたるものが此度の法律に從へば右の町村は是非にも分離せざるべからずして其學校は遂に公賣に附せざるを得ざるとゝ爲りたるも全く法律の爲に生じたる損害にして如何にも氣の毒なる次第と云ふべし今の我小學校令は歐洲文明國の學校令を斟酌したるものなるが故に法律の精神より見れは寔に完全なるべきも實際は寧ろ細事に渡り過ぎて各地方の情況に應じ變通の宜きに出る能はざらしむものあるが如し殊に文部省の普通教育に關する方針は飽く迄强迫教育を實行するを忘れざるものにて小學校令の精神も即ち茲に在るみと云ふ迄もなきに又一方に於ては其進路に向て障壁を築きたるみそ疑ひの生ずる廉あり試に其一二例を擧れば小學設備規則の如き薄は即ち善ありと雖ども彌々之を實行して正しく其規則に從ひ能く設備するを得るものは幾何かある實に其小部分なるを知るべし若し强て之を行はんとせば現在よりも自然學校の數を減ずべし且つ之が爲め教育に關する費用を多からしむるの止を得ざる場合に遭遇するみとならん現に小學の爲め年々費す處の町村費金額は七百萬圓なれども更に一層の增額を促すに至ては町村遂に其負擔に堪へずして學校の減ずるが爲め就學の子弟を減らすに至るべし且つや小學教員の資格に就ても檢定試驗法甚だ嚴重なるを以て近來の[illegible]

を得さる者多く現に教員
數は皆資格を得ざる者に
資格者多きを望む處なれ
格者を多からしむるの傾
年の經歷を積み來て教育
せらるゝ者か右の試驗に
もあるべく從て老功の良
不熟の教員を增加し來る
員の學力高尙なるは飽
概に其事狀を察せずして
處の教員を減ずるは即ち
たるも同然なり斯の如く
と據着する處の例少から
以來非常に苦慮する處あ
布する處ある筈なれども
問題と爲し爾來屢々主務
未到底現在の儘に實施す
要する部分に向て改正を
て目下主務官は日曜の休
居る趣きあるが晚くも本
令に至る迄遷らず發布す

○清國の近狀　清國は近
湖、漢口、鎮江等の騷擾
政府に向て談判するみと
是には困窮し居れり假令
彼の湖南に開港場を設く
離の事と云ふべし彼の哥
に反對せる黨派は中々有
最も憂とする所なるが此
人を厭惡するの一點より
ぐれば政府と外國との關
とするの策あるよしなり
外人の居留する樣のみと
る同地方人民の常として
國政府は迚も此始末を完
なる李鴻章も近年は餘程
きては政府に人物なく之
時を窺ふて起らんとする
は實に氣の毒なる次第な
してより日本人中には流
人あれども右は大なる間
らざる人の言なり尙ほ近
其督教會及び英國領事館
樣より推考すれば今より
變革あるを免れざるべし
許へ通信し來りたり

○既設鐵道を斥くべからず
たずとて陸軍部內にては
れども既成鐵道とて布設
軍事上に與へたるは論を
の設計に據るも既成鐵道
を利用し唯敵艦の砲擊を
線を布設せんとするのみ
鐵道の不都合ある處を改
布設せんとする即ち未成
大いに軍略上の目的に
線を布設すれはとて